濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 001
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 27 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 5 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 5 日
依　頼　者：東京都　中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託
(その8)

興[redacted]式会社
東京[redacted]丁目3番13号
電[redacted]3633-7351
計量証明事業登録番号 第1[redacted]
環境計量士 [redacted]
(登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名	採取日	ベンゼン mg/l	
K-7 A.P.+4.05～3.95m	H19.8.27	<0.001	以下余白
K-7 A.P.+3.55～3.45m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+3.05～2.95m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+2.80～2.70m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+2.55～2.45m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+2.30～2.20m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+2.05～1.95m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+1.80～1.70m	H19.8.27	<0.001	
K-7 A.P.+1.55～1.45m	H19.8.27	0.009	
K-7 A.P.+1.30～1.20m	H19.8.27	0.005	
以下余白			
測定方法		JIS K0125 5.2 HS-GC/MS法	
定量下限値		0.001	

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。

濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 002
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 24 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 5 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 5 日
依　頼　者：東京都　中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託（その8）

興[redacted]式会社
東京[redacted]目3番13号
電[redacted]3633-7351
計量証明事業登録番号 第[redacted]
環境計量士 [redacted]
（登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名	採取日	ベンゼン mg/l	
K-11 A.P.+4.06～3.96m	H19.8.24	<0.001	以下余白
K-11 A.P.+3.81～3.71m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+3.56～3.46m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+3.31～3.21m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+3.06～2.96m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+2.81～2.71m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+2.56～2.46m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+2.31～2.21m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+2.06～1.96m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+1.81～1.71m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+1.56～1.46m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+1.31～1.21m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+1.06～0.96m	H19.8.24	<0.001	
K-11 A.P.+0.81～0.71m	H19.8.24	0.004	
以下余白			
測定方法		JIS K0125 5.2 HS-GC/MS法	
定量下限値		0.001	

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。

濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 003
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 27 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 5 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 5 日
依　頼　者：東京都 中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託（その8）

興[redacted]式会社
東京[redacted]月3番13号
電[redacted]633-7351
計量証明事業登録番号 第1[redacted]
環境計量士 [redacted]
（登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名	採取日	ベンゼン mg/l	
N-9 A.P.+3.80～3.70m	H19.8.27	<0.001	以下余白
N-9 A.P.+3.55～3.45m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+3.30～3.20m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+3.05～2.95m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+2.80～2.70m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+2.55～2.45m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+2.30～2.20m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+2.05～1.95m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+1.80～1.70m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+1.55～1.45m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+1.30～1.20m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+1.05～0.95m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+0.80～0.70m	H19.8.27	<0.001	
N-9 A.P.+0.55～0.45m	H19.8.27	<0.001	
以下余白			
測定方法		JIS K0125 5.2 HS-GC/MS法	
定量下限値		0.001	

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。

（発行部数 5 部中の 2 ）

濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 004
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 27 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 20 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 28 日
依　頼　者：東京都　中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託（その8）

興[redacted]式会社
東京[redacted]目3番13号
電[redacted]3633-7351
計量証明事業登録番号 第1[redacted]
環境計量士 [redacted]
（登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名 ＼ 計量の対象及び単位	採取日	シアン化合物 mg/l	砒素及びその化合物 mg/l		
K-7 A.P.+4.05～3.95m	H19.8.27	<0.1	<0.001	以下余白	
K-7 A.P.+3.55～3.45m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+3.05～2.95m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+2.80～2.70m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+2.55～2.45m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+2.30～2.20m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+2.05～1.95m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+1.80～1.70m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
K-7 A.P.+1.55～1.45m	H19.8.27	<0.1	0.003		
K-7 A.P.+1.30～1.20m	H19.8.27	<0.1	<0.001		
以下余白					
測定方法		JIS K0102 38.1.2及び38.3	JIS K0102 61.3		
		1-ピリジン-4-ピラゾロン吸光光度法	水素化物発生ICP発光分光分析法		
定量下限値		0.1	0.001		

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。

（発行部数 5 部中の 2 ）

濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 005
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 24 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 20 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 28 日
依　頼　者：東京都　中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託
(その8)

興[redacted]式会社
東京[redacted]目3番13号
電[redacted]3633-7351
計量証明事業登録番号 第12[redacted]
環境計量士 [redacted]
(登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名	計量の対象及び単位 / 採取日	シアン化合物 mg/l	砒素及びその化合物 mg/l	
K-11 A.P.+4.06～3.96m	H19.8.24	<0.1	<0.001	以下余白
K-11 A.P.+3.81～3.71m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+3.56～3.46m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+3.31～3.21m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+3.06～2.96m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+2.81～2.71m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+2.56～2.46m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+2.31～2.21m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+2.06～1.96m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+1.81～1.71m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+1.56～1.46m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+1.31～1.21m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+1.06～0.96m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
K-11 A.P.+0.81～0.71m	H19.8.24	<0.1	<0.001	
以下余白				
測定方法		JIS K0102 38.1,2及び38.3 イオンクロマトグラフ吸光光度法	JIS K0102 61.3 水素化物発生ICP発光分光分析法	
定量下限値		0.1	0.001	

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。

濃度計量証明書

東京都　中央卸売市場　様

証明書番号：No. 21 － 0709 － 048 － 006
種　　別：土壌(溶出)
試料受取年月日：平成 19 年 8 月 27 日
計量完了年月日：平成 19 年 9 月 20 日
発行年月日：平成 19 年 9 月 28 日
依　頼　者：東京都　中央卸売市場
試料採取者：興亜開発㈱土壌環境事業部
件　　名：専門家会議の運営に係る調査委託（その8）

興[redacted]式会社
東京[redacted]丁目3番13号
電[redacted]3633-7351
計量証明事業登録番号 第1[redacted]
環境計量士 [redacted]
（登録番号 第[redacted]

御依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明いたします。

試料名	計量の対象及び単位 採取日	シアン化合物 mg/l	砒素及びその化合物 mg/l	
N-9 A.P.+3.80～3.70m	H19.8.27	<0.1	0.002	以下余白
N-9 A.P.+3.55～3.45m	H19.8.27	<0.1	0.004	
N-9 A.P.+3.30～3.20m	H19.8.27	<0.1	<0.001	
N-9 A.P.+3.05～2.95m	H19.8.27	<0.1	0.004	
N-9 A.P.+2.80～2.70m	H19.8.27	<0.1	0.009	
N-9 A.P.+2.55～2.45m	H19.8.27	<0.1	0.015	
N-9 A.P.+2.30～2.20m	H19.8.27	<0.1	0.019	
N-9 A.P.+2.05～1.95m	H19.8.27	<0.1	0.008	
N-9 A.P.+1.80～1.70m	H19.8.27	<0.1	0.011	
N-9 A.P.+1.55～1.45m	H19.8.27	<0.1	0.019	
N-9 A.P.+1.30～1.20m	H19.8.27	<0.1	0.018	
N-9 A.P.+1.05～0.95m	H19.8.27	<0.1	0.012	
N-9 A.P.+0.80～0.70m	H19.8.27	<0.1	0.019	
N-9 A.P.+0.55～0.45m	H19.8.27	<0.1	0.025	
以下余白				
測定方法		JIS K0102 38.1.2及び38.3	JIS K0102 61.3	
定量下限値		0.1	0.001	

備考
・検液は平成15年環境省告示第18号に定める方法により作成した。

この計量証明書は計量法第110条の2第1項に基づくものです。